

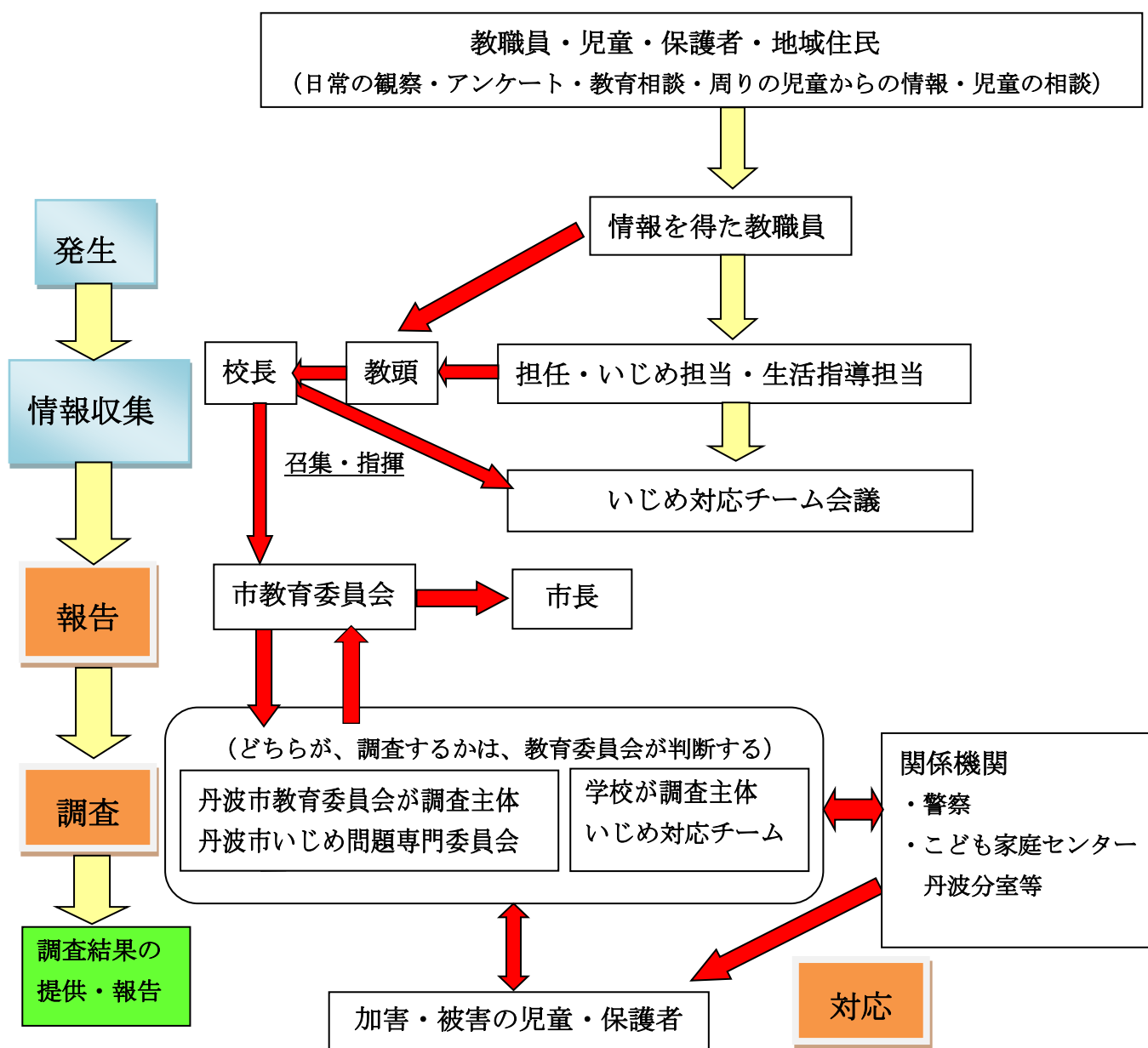
「いじめ」・重大事態対応体制

○児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時

- ・自殺の企図
- ・身体への重大な損害
- ・金品等への重大な被害
- ・精神性の疾患の発症

○いじめにより、相当の期間（年間30日・一定期間連続）欠席及び疑いがある時

○児童・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合



「いじめ」対応体制

教職員・児童・保護者・地域住民

(日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童からの情報・児童の相談)

